

教育用語辞典

「教育用語辞典」第23回です。今回は選択問題です。文中の「一」に入る適当な言葉はどちらでしょうか。選んでみてください。

【通級による指導】

【こうきゅうによるしゅう】

レベル★

小・中学校の通常の学級に在籍する軽度の障害のある児童生徒が、【A各教科等 B主要教科】の指導を通常の学級で受けながら、障害（知的障害は対象外）に基づく種々の困難を改善・克服するために基づく種々の指導を、通級指導教室などの特別な指導を、通級指導教室などの別の教室で受ける教育の形態。平成十八年度から【A知的障害者 B学習障害者】（LD）と注意欠陥・多動性障害者（ADHD）も対象となった。学校教育法施行規則第一四〇条及び第一四一条に基づいて行われている。

【個別の教育支援計画】

【こべつのきょういくしえんけいかく】

レベル★★★

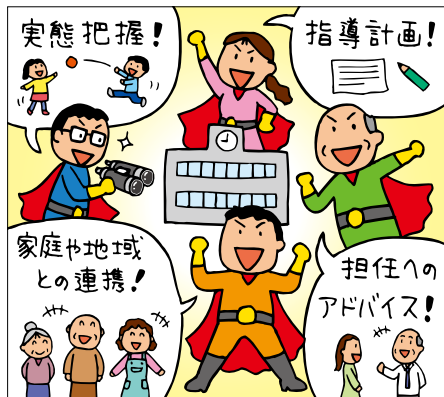
「個別の教育支援計画」は、一人ひとりの障害のある子どもについて、乳幼児期から【A中学校卒業 B学校卒業後】までの一貫した長期的な支援計画を学校が中心となって作成するもので、【A地域 B関係機関】との連携や保護者の参画などが求められる。これに対し「個別の指導計画」は、一人ひとりの教育的ニーズに応じて、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ計画のこと。多くは単元や学期、学年ごとに作成され、それに基づいた指導が行われる。

【校内委員会】

【こうないいいんかい】

レベル★★★★

学校内における、特別支援教育に関する支援体制を整備するための委員会。支援が必要な子どもを直接担当している教師だけでなく、【A管理職を含む全ての教師 B他の学級も含む学年全体の教師】が組織的に対応することが目指されている。主な役割には、子どもの学習面や行動面の実態把握、指導計画の検討、担任へのアドバイス、家庭や地域社会、関係機関との連携、校内研修の充実など、各学校の実情に適した支援体制づくりが求められている。



【解答】

【通級による指導】 A B

【個別の教育支援計画】 B B

【校内委員会】 A